政　令

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

十四　オルトートルイジン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第百一条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項を次のように改める。

平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付（平成二十二年改正前船員保険法附則第五項及び第六項の規定が適用される保険給付に限る。）に係る第一条の規定による改正前の船員保険法施行令（以下「旧船員保険法施行令」という。）の規定の適用については、旧船員保険法施行令第四十条中「平成二十一年八月」とあるのは「平成三十年八月」と、同条の表中「平成二十年三月三十一日」とあるのは「平成二十九年三月三十一日」と、「四万三百三十円」とあるのは「四万六千三百三十円」と、「百二十一万円」とあるのは「百三十九万円」と、旧船員保険法施行令別表第三中「二五・〇三」とあるのは「二五・一三」と、「二二・〇五」とあるのは「二二・一三」と、「二〇・八一」とあるのは「二〇・八九」と、「一九・九〇」とあるのは「一九・九八」と、「一八・七七」とあるのは「一八・八五」と、「一八・一二」とあるのは「一八・一九」と、「一七・八六」とあるのは「一七・九三」と、「一六・七七」とあるのは「一六・八四」と、「一五・七八」とあるのは「一五・八五」と、「一四・一二」とあるのは「一四・一七」と、「一二・七〇」とあるのは「一二・七五」と、「一一・四五」とあるのは「一一・四九」と、「一〇・三四」とあるのは「一〇・三八」と、「九・四六」とあるのは「九・四九」と、「八・五八」とあるのは「八・六二」と、「七・七三」とあるのは「七・七六」と、「六・八四」とあるのは「六・八七」と、「五・九八」とあるのは「六・〇一」と、「五・一四」とあるのは「五・一六」と、「四・五一」とあるのは「四・五三」と、「三・九〇」とあるのは「三・九二」と、「三・二九」とあるのは「三・三〇」と、「二・六四」とあるのは「二・六五」と、「二・二五」とあるのは「二・二六」と、「二・〇二」とあるのは「二・〇三」と、「一・八五」とあるのは「一・八六」と、「一・七五」とあるのは「一・七六」と、「一・五六」とあるのは「一・五七」と、「一・三八」とあるのは「一・三九」と、「一・二九」とあるのは「一・三〇」と、「一・二六」とあるのは「一・二七」と、「一・二三」とあるのは「一・二四」と、「一・一九」とあるのは「一・二〇」と、「一・〇八」とあるのは「一・〇九」と、「一・〇二」とあるのは「一・〇三」と、

「平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日

「平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日	平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日